

(参考 1)

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (省略)
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。
- 5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

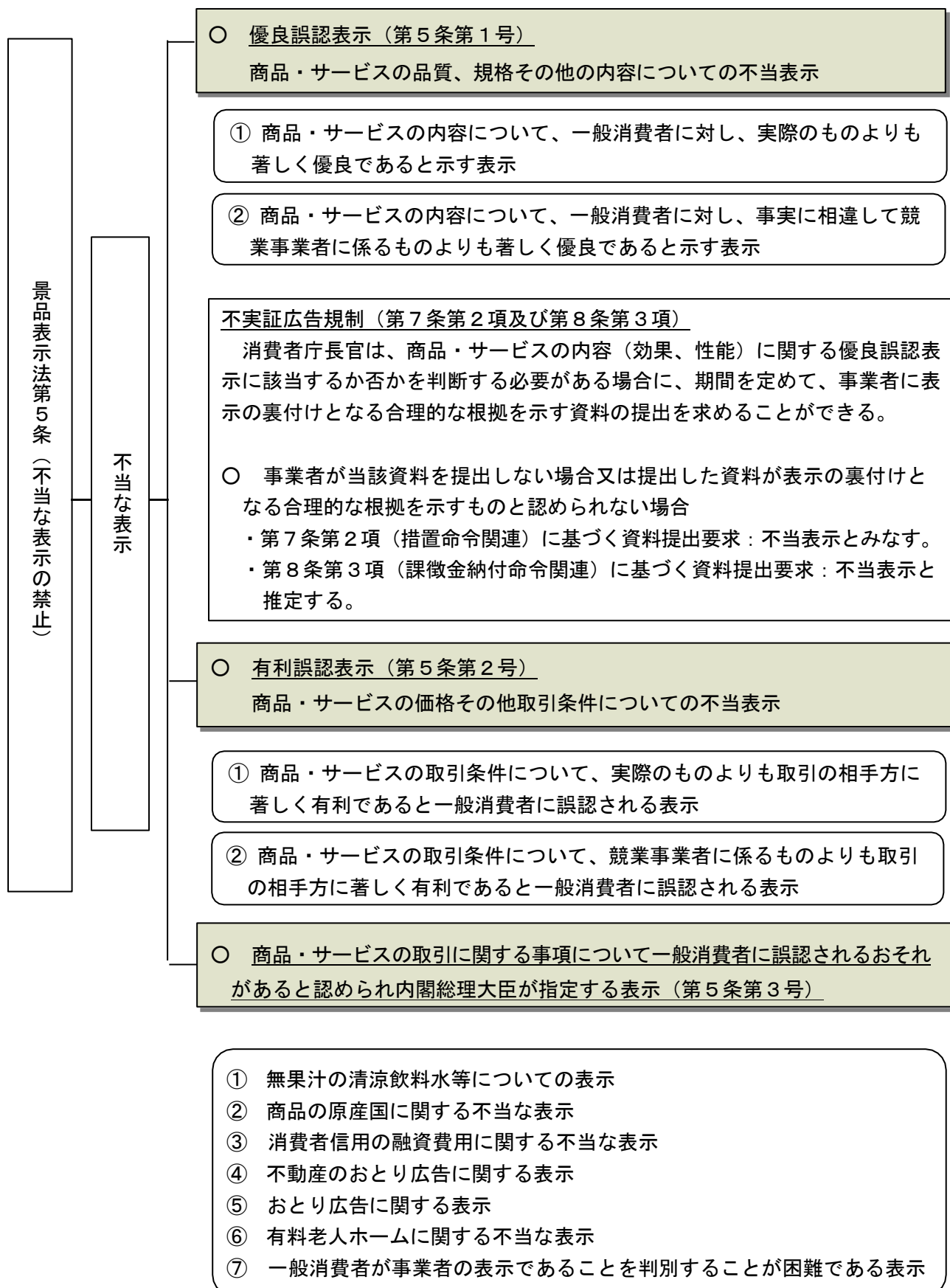
第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。
ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

（令和五年内閣府告示第十九号）

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第748号

令和6年8月8日

R I Z A P株式会社

代表取締役 瀬戸 健 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「c h o c o Z A P」と称する店舗において供給する別表1記載の各サービス（以下これらを併せて「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年3月28日及び同月29日に、「＼＼1回たった10分で／／理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「追加料金なしで 全サービスも24時間使い放題!」、「ボディメイクや美容ケアはもちろん、リラクゼーションやワーキングスペースも好きな時にご利用可能です!」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務のうち同表「サービスの種類」欄記載の各サービスについて、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるかのように示す表示をしていたこと。

- (イ) 実際には、本件役務のうち別表2「サービスの種類」欄記載の各サービスについて、利用できる最大の合計時間数は同表「利用できる合計時間数」欄記載の時間数であって、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるものではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に

違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) R I Z A P株式会社（以下「R I Z A P」という。）は、東京都新宿区西新宿八丁目17番1号に本店を置き、フィットネスクラブ業等を営む事業者である。
- (2) R I Z A Pは、本件役務を自ら一般消費者に提供している。
- (3)ア R I Z A Pは、本件役務に係る「＼＼1回たった10分で／／理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

イ R I Z A Pは、本件役務の提供に関し、別表2「表示媒体・表示箇所」欄記載のInstagramと称するSNS（以下「Instagram」という。）内のアカウントを保有する者に対し、対価を提供することを条件に、本件役務についてInstagramに投稿を依頼することなどにより、本件役務に係るInstagram内の表示内容を自ら決定している。

- (4)ア R I Z A Pは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年3月28日及び同月29日に、「＼＼1回たった10分で／／理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「追加料金なしで 全サービスも24時間使い放題!」、「ボディメイクや美容ケアはもちろん、リラクゼーションやワーキングスペースも好きな時にご利用可能です!」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務のうち同表「サービスの種類」欄記載の各サービスについて、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、本件役務のうち別表2「サービスの種類」欄記載の各サービスについて、利用できる最大の合計時間数は同表「利用できる合計時間数」欄記載の時間数であって、1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるものではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、R I Z A Pは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の

内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

サービス
セルフホワイトニング
セルフ脱毛
デスクバイク
セルフネイル
セルフエステ
マッサージチェア
ゴルフ
ワークスペース

別表2

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	サービスの種類	利用できる合計時間数
令和6年3月28日及び同月29日	「＼＼1回たった10分で／／理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイト	・全店使い放題 ・「セルフホワイトニング いつでも気軽に歯のホワイトニング」 ・「1回たったの10分。休日や仕事終わりでも好きな時間に通える！」 ・「＼＼チョコザップなら／／ 空いた時間でカンタンお手入れ」 ・「追加料金なしで 全サービスも24時間使い放題！」 ・「ボディメイクや美容ケアはもちろん、リラクゼーションやワーキングスペースも好きな時にご利用可能です！」	セルフホワイトニング	5時間
		・セルフネイルの機器を使用している画像及び「セルフネイル デザイン数は397種！アルファベットや数字も重ねてプリント可能だから推しネイルだってできちゃう！」	セルフ脱毛	7時間
		・女性がセルフ脱毛の機器を使用している画像及び「セルフ脱毛 プロ仕様の本格脱毛マシンが使い放題。自分のペースで、全身ムダ毛レスなツルすべ肌を目指せる！」	デスクバイク	7時間40分
		・女性がセルフ脱毛の機器を使用している画像及び「セルフ脱毛 プロ仕様の本格脱毛マシンが使い放題。自分のペースで、全身ムダ毛レスなツルすべ肌を目指せる！」	セルフネイル	8時間20分
		・女性がセルフエステの機器を使用している画像及び「セルフエステ 大手サロン採用の高機能エステマシンで気になる部分を引き締め&シェイプアップ！顔もカラダもケア可能◎」	セルフエステ	14時間40分
			マッサージチェア	

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	サービスの種類	利用できる合計時間数
		- 目を閉じている人の顔が光っているイラスト及び「セルフエステ」 - 人の脚が光っているイラスト及び「セルフ脱毛」 - 歯が光っているイラスト及び「セルフホワイトニング」 - 爪にネイルを施しているイラスト及び「セルフネイル」 - パソコンが置かれているデスクのイラスト及び「ワークスペース」 - エクササイズバイクのイラスト及び「デスクバイク」 - イスのイラスト及び「マッサージチェア」 - ゴルフカップの側にゴルフボールがあるイラスト及び「ゴルフ練習場」	ゴルフ ワークスペース	16時間
令和6年2月16日から同年6月24日までの間	Instagram内の「 XXXXXXXXXX 」と称するアカウントの投稿	本件役務を提供する店舗の入り口及び女性の画像、女性性がセルフエステの機器を使用する画像、セルフエステの機器を手に持っている画像、セルフエステの機器の画像並びにセルフエステルーム及びセルフ脱毛ルームの画像と共に、「最近、気になってた『c h o c o z a p (ちよこザップ)』」、「私も初体験してきたよ」、「どんなところかというと24時間、ジムやエステ・脱毛が好きな時に利用出来る無人のジム。」、「#c h o c o z a p」、「#ちよこザップ」、「#エステ」、「#セルフエステ」、「#脱毛」及び「#セルフ脱毛」	セルフ脱毛 セルフエステ	7時間 14時間40分

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第749号

令和6年8月8日

R I Z A P株式会社

代表取締役 瀬戸 健 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「c h o c o Z A P」と称する店舗において供給する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年内閣府告示第19号）に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、対価を提供することを条件に、本件役務について I n s t a g r a m と称する SNS（以下「I n s t a g r a m」という。）に投稿を依頼したことによって当該第三者が投稿した表示を貴社が依頼した投稿であることを明らかにせず、抜粋するなどして、例えば、令和6年3月28日に、「セルフでも簡単！毎日をもっとキレイに！ 完璧つるすべ肌へ 業務用脱毛マシン採用」と称する自社ウェブサイトの「SNSでも話題！絶賛のロコミ続々」との表示箇所において、サングラスをかけた女性がセルフ脱毛の機器を使用する画像と共に、「気になっていた『c h o c o Z A P』ついに入会しちゃった」、「なんと完全個室のセルフ脱毛が使い放題 ！！←これにかなり惹かれた感ある」、「しかも服装自由・シューズの履き替え不要で来たままの服装でメチャクチャ気軽に通える！」、「@XXXXXXXXXX」、「※個人の感想です。」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示をしていたことから、当該表示は、貴社が供給する本件役務の取引に

について行う表示（以下「事業者の表示」という。）であると認められること。

(イ) 前記(ア)の表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであったこと。

イ 前記アの表示は、事業者の表示であって、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められるものであって、本件役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

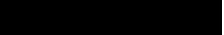
(3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、自己の供給する役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) R I Z A P株式会社（以下「R I Z A P」という。）は、東京都新宿区西新宿八丁目17番1号に本店を置き、フィットネスクラブ業等を営む事業者である。

(2) R I Z A Pは、本件役務を自ら一般消費者に提供している。

(3)ア R I Z A Pは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、第三者に対し、対価を提供することを条件に、本件役務について I n s t a g r a m に投稿を依頼したことによって当該第三者が投稿した表示をR I Z A Pが依頼した投稿であることを明らかにせずに抜粋するなどして、例えば、令和6年3月28日に、「セルフでも簡単！毎日をもっとキレイに！ 完璧つるすべ肌へ 業務用脱毛マシン採用」と称する自社ウェブサイトの「SNSでも話題！絶賛の 口コミ 続々」との表示箇所において、サングラスをかけた女性がセルフ脱毛の機器を使用する画像と共に、「気になっていた『c h o c o Z A P』ついに入会しちゃった」、「なんと完全個室のセルフ脱毛が使い放題 ！！←これにかなり惹かれた感ある」、「しかも服装自由・シューズの履き替え不要で来たままの服装でメチャクチャ気軽に通える！」、「@」、「※個人の感想です。」等と表示するなど、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示をしていたことから、R I Z A Pは、本件役務に係る同表

「表示内容」欄記載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該表示は事業者の表示と認められる。

イ 前記アの表示は、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、R I Z A Pは、事業者の表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起すること

ができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和6年1月29日、同年2月7日、同月14日、同月21日、同月26日、同月29日、同年3月6日、同月13日、同月21日及び同月27日	「chocozap」と称する自社ウェブサイトの「お客様の声」との表示箇所	・女性が店舗内で座っている画像と共に、「こういうジム系始めててドキドキしたけど黙々と自分のペースで出来るからいい」、「24時間通い放題だから」、「早朝でもいいし仕事のスキマ時間にも出来る もちろん夜中でもいいんだよ」、「子供が寝た後旦那さんにみてもらって1人でちょこっと走りに行ったりもいい！」、「すごいー！」及び「@」 ・女性が店舗内でエクササイズバイクを使用する画像と共に、「大阪市内にも増えてて、うちの近くに出来たときはママ友内で話題になったわ w」、「始める決め手になったのは《セルフエステ使い放題》あるって聞いたから〜」、「産後全くへっこまないお腹めがけてグルグル当ててきた〜 ww」、「ジム初心者で人見知りの私には、ジムでトレーナーさんに機械の使い方教えてもらおうのかハードル高いつつと思うってん」、「チョコザップなら、アプリで使い方の動画とか見ながら、ひとりで気兼ね無くできるからいいわ〜」及び「@」 (別添写し1)
令和6年1月30日、同年2月21日、同月26日、同月29日、同年3月6日、同月13日、同月21日及び同月27日	「chocozap」と称する自社ウェブサイトの「みんなのchocozap活用術」 ▼お客様の声 chocozapの活用術や体験談をご紹介します！」との表示箇所	・男性が店舗内でエクササイズバイクを使用する画像と共に、「ステイホームでナマツタカラダを夏に向けて引き締めます」、「ジムに行き始めて気付いたのが、このマシンは結構できるけど、このマシンは全然だめだ！って感じで、マシンを使う事で自分の弱い部分を発見できました！」、「着替える必要がないので仕事帰りや出掛けたついでに行けるのもでいいです」及び「@」 ・女性が店舗内で立っている画像と共に、「ピラティスも通ってるけど月2とかなので、隙間時間に運動したいなーと思って！！」、「(運動は嫌いだから極力したくなかったんだけど、移動になってから更に運動不足すぎて嫌いとか言っちゃダメになりました←)」、「ひたすらウォーキング」、「この日は内腿も鍛えてみました！！！！」、「セルフエステにセルフ脱毛もできるから女性の方も沢山」、「頑張ってるって思ってます←」及び「@」 ・サンングラスをかけた女性がセルフ脱毛の機器を使用する画像と共に、「ウォーキング以外運動をあまりしない私でも始めやすい！と思ったのと、なんと完全個室のセルフエステ&セルフ脱毛が使い放題 ！！←これにかなり惹かれた感ある」及び「@」 ・女性がセルフエステの機器を手を持っている画像と共に、「セルフエステのお店は最近流行ってちょこちょこ聞くんですが、このマシンが使えて月額2980円って業界初やない！？」、「女性に

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
		は嬉しいよね」、「むしろセルフエステ目当てって方も多いらしいんやけど、ジムも服装自由 靴の履き替えも不要 なので、仕事帰りに立ち寄れる手軽さがすごく気に入って三日坊主の私も通えます」及び「@ [REDACTED]」 ・女性が店舗内で座っている画像と共に、「服装自由、シューズ履き替え不要なのでスキマ時間に通うことができます。私も子どもたちの送迎の合間に通っています」及び「@ [REDACTED]」 ・女性が店舗内で座っている画像と共に、「こういうジム系始めてドキドキしたけど黙々と自分のペースで出来るからいい」、「24時間通い放題だから」、「早朝でもいいし仕事のスキマ時間にも出来る」、「もちろん夜中でもいいんだよ」、「子供が寝た後旦那さんにみてもらって1人でちょこっと走りに行ったりもいい！」、「すごいー！」及び「@ [REDACTED]」 ・女性が店舗内で飲み物を飲みながら座っている画像と共に、「パーソナル受け始めて3ヶ月、自主トレもしていきたいなと思っていたので、全国の店舗でも利用出来ると聞き、登録していたこちらに」、「私のようにあちこち出張する人には最適。」、「なんと服装自由・シューズ履き替え不要！」、「若い女性や近所の奥様、思い思いの格好でいらして、私も気を張らずにマイペースに過ごせました。」、「スーツのジャケット脱いだメンズがガシガシ腹筋しててなんだかときめきました 笑」及び「@ [REDACTED]」 ・女性が店舗内でエクササイズバイクを使用する画像と共に、「大阪市内にも増えてて、うちの近くに出来たときはママ友内で話題になったわ w」、「始める決め手になったのは《セルフエステ使い放題》あるって聞いたから〜」、「産後全くへっこまないお腹めがけてグルグル当ててきた〜 ww」、「ジム初心者で人見知りの私には、ジムでトレーナーさんに機械の使い方教えてもらうのとかハードル高いつつと思うてん」、「ちょこザップなら、アプリで使い方の動画とか見ながら、ひとりで気兼ね無くできるからいいわ〜」及び「@ [REDACTED]」 ・女性が店舗内で座っている画像と共に、「トレーニングするのは、普段着のまま外靴のままでもok ってゆー手軽さ！！」、「パパにみてもらってる間にサクッと 小さいお子さんがいて自分時間がなかなか取れないママにはいいんじゃないかなあ〜 少なくとも私には合ってる」及び「@ [REDACTED]」

(別添写し2)

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和6年1月29日、同年2月7日、同月14日、同月22日、同月26日、同月29日、同年3月6日、同月13日、同月21日及び同月27日	「c h o c o Z A P」と称する自社ウェブサイトの「SNSでも話題！＼ジム以外のサービスも大好評！／」との表示箇所	・女性が爪を見せている画像と共に、丸型のアイコンの写真と共に「 」、「明日から2連休だしネイルでもしようって仕事帰りに寄ったのが」、「c h o c o Z A P」、「えっ！！　ってなるよね」、「今注目されているチョコザップに新サービス誕生」、「待ち合わせの隙間時間に」、「お出かけ前に。。。」及び「運動するだけじゃないのがチョコザップのすごいところ」 ・女性がセルフホワイトニングの機器を手に持っている画像と共に、丸型のアイコンの写真と共に「 」、「チョコザップで新しくセルフホワイトニングができるようになったよ」、「セルフホワイトニング初めてしたけどこんなに気軽にできるなんてすごい」、「脱毛やセルフエステと同じようにアプリから予約できて、キャンセルも簡単」及び「急なキャンセルでもキャンセル料とられないところもいい笑」 ・女性がセルフエステの機器を使用する画像と共に、丸型のアイコンの写真と共に「 」、「私も初体験してきたよ」、「どんなところかというと24時間、ジムやエステ・脱毛が好きな時に利用出来る無人のジム。」、「アプリをダウンロードして、登録すればスタート出来ます！」及び「エステや脱毛は個室だから事前にアプリで予約が必要だけどジムは、隙間時間にふらっと立ち寄って好きな時に好きなだけ利用出来るっていう嬉しいシステム」 (別添写し3)
令和6年3月28日	「セルフでも簡単！毎日をもっとキレイに！　完璧つるすべ肌へ　業務用脱毛マシン採用」と称する自社ウェブサイトの「SNSでも話題！絶賛のロコミ続々」との表示箇所（2箇所）	・サンングラスをかけた女性がセルフ脱毛の機器を使用する画像と共に、「気になっていた『c h o c o Z A P』ついに入会しちゃった」、「なんと完全個室のセルフ脱毛が使い放題　！！←これにかなり惹かれた感ある」、「しかも服装自由・シューズの履き替え不要で来たままの服装でメチャクチャ気軽に通える！」、「@ 」及び「※個人の感想です。」 ・セルフ脱毛の機器を手に持っている画像と共に、「チョコザップといえば、CMでも話題のR I Z A P監修のジム。近所にあるので文字通りちょこちょこ通ってます笑」、「機械の使用方法も簡単だし、分からなくなったら動画で確認ができます。セルフだから手軽だし、気負わなくて良いから続けられます！個室だから他の人の目の目が気にならなくて、三日坊主の私も一月から始めてなんだかんたん続いていきますよ」、「@ 」及び「※個人の感想です。」 (別添写し4)
	「家事の合間」 会社帰り 短期集中に毎日頑張るカラダ	・女性がセルフエステの機器を手に持っている画像及び「@ 」との記載と共に、「セルフエステのお店は最近流行っててちょこちょこ聞くんですが、このマシンが使えて月額29

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
	を癒して美ボディ&美肌へ」と称する自社ウェブサイトの「・USER VICE・\ SNSでも話題！／絶賛の口コミ続々」及び「・USER VICE・\ SNSでも話題！／はじめる人急増中！」との表示箇所	80円って業界初やない！？女性には嬉しいよね仕事帰りに立ち寄れる手軽さがすごく気に入って三日坊主の私も通えます。 ・女性がセルフエステの機器を顔に当てている画像及び「@」との記載と共に、「24時間通い放題だから早朝でもいいし仕事のスキマ時間にも出来る」、「もちろん夜中でもいいんだよ」及び「スタッフさんは本当にいて無人！顔面の口元横が私本当に気になるから引き上げながらケアしてます」 ・女性がセルフエステの機器を腕に当てている画像及び「@」との記載と共に、「まず、店舗はシンプルで綺麗」、「服装自由、シューズ履き替え不要なので、私服のままやりました」、「そして、セルフエステもしてみた」、「気になるこの腕」、「キレイになーれ」及び「超初心者やとやり方理解したりするのに、少し時間かかるけど、通い放題やし、問題ないかと」 ・「※個人の感想です。」 ・女性がセルフエステの機器を手持っている画像及び「@」との記載と共に、「気になっていた『chocozap』ついに入会しちゃった」、「なんと完全個室のセルフエステが使い放題　！！←これにかなり惹かれた感ある」及び「月額2,980円（税込で3,278円）で24時間通い放題　しかも服装自由・シューズの履き替え不要で来たままの服装で運動できる」とはめちゃくちゃ気軽に通える！」 ・女性がセルフエステルームで立っている画像及び「@」との記載と共に、「最近CMでよく見かけるよね〜」、「うちの近くに出来たときはママ友内で話題になったわ　w」、「産後全くへっこまないお腹めがけてグルグル当ててきた〜　ww」及び「ちょこざっぷなら、アプリで使い方の動画とか見ながら、ひとりで気兼ね無くできるからいいわ〜」 ・女性がイスに座っている画像及び「@」との記載と共に、「私も通い始めましたー」、「最近本当みんな通ってるよね?!」、「思ったより店舗がたくさんあって仕事帰りにふらっと寄ってます」、「しっかりウェアを着てくときもあるけど、仕事帰りの私服でも寄れるのが嬉しい」及び「24時間365日利用できて月額2,980円ってすごすぎる」 (別添写し5)

表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
令和6年3月28日及び同月29日	「＼＼1回たった10分で／理想の白い歯へ」と称する自社ウェブサイトの「チョコザップ セルフホワイトニング <u>話題</u> 沸騰中！」との表示箇所	・女性がセルフホワイトニングの機器を手に持っている画像並びにハートのマーク、吹き出しのマーク及び紙飛行機のマークと共に、「セルフホワイトニング初めてしたけどこんなに気軽にできるなんてすごい」、「脱毛やセルフエステと同じようにアプリから予約できてキャンセルも簡単」、「急なキャンセルでもキャンセル料とられないところもいい笑」及び「@XXXXXXXXXX」 ・「※個人の感想です。」 (別添写し6)